

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十八日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

#### 広島県人事委員会規則第四号

##### 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成七年広島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第五条の八を第五条の九とし、第五条の二から第五条の七までを一条ずつ繰り下げ、第五条の次に次の一条を加える。

（時間外勤務を命じることができる限度時間等）

第五条の二 任命権者は、職員に時間外勤務（条例第七条第三項の規定に基づき正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられて行う勤務をいう。以下この条において同じ。）を命じる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように配慮し、限度時間を超えない範囲内で必要最小限の時間外勤務を命じるものとする。

2 前項の限度時間は、一月について四十五時間及び一年について三百六十時間とする。

3 前項の規定にかかわらず、任命権者は、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に第一項の限度時間を超えて時間外勤務を命じる必要がある場合には、次の各号に掲げる時間及び月数について、当該各号に定める要件の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命じることができる。

一 一月において時間外勤務を命じる時間 百時間未満であること。

二 一年において時間外勤務を命じる時間 七百二十時間を超えないこと。

三 一月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一月、二月、三月、四月及び五月の期間を加えたそれぞれの期間における時間外勤務を命じる時間の一月当たりの平均時間 八十時間を超えないこと。

四 一年のうち一月において四十五時間を超えて時間外勤務を命じる月数 六月以内であること。

4 任命権者は、一年において、前項の規定の適用を受けた職員が異動により同項の規定の適用を受けなくなつた場合には、次の各号に掲げる時間及び期間について、当該各号に定める要件の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命じることができるものとする。

一 一年において時間外勤務を命じる時間 七百二十時間を超えないこと。

二 人事委員会が定める期間 前二項（前項第二号を除く。）に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して人事委員会が定める時間及び月数を超えないこと。

5 任命権者が、特例業務（大規模災害への対応その他の重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する職員に対し、前三項に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命じる必要が

ある場合には、当該各項の規定（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）は、適用しない。人事委員会が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、前三項に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命じる必要がある場合として人事委員会が定める場合も、同様とする。

6 任命権者は、前項の規定により、第二項から第四項に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命じる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る一年の末日の翌日から起算して六月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行い、その結果を人事委員会に報告しなければならぬ。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この人事委員会規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

##### （経過措置）

2 平成三十一年八月三十一日までの間におけるこの人事委員会規則による改正後の職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第五条の二第三項第三号の規定の適用については、同号中「五月の期間」とあるのは、「五月の期間（これらの期間が平成三十一年四月一日前の期間を含む場合には、平成三十一年四月一日以降の期間に限る。）」とする。